

小田原都市計画地区計画の決定（小田原市決定）

都市計画 小田原漁港地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	小田原漁港地区地区計画
	位 置	小田原市早川一丁目及び早川字西組地内
	面 積	約 6.9ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、県西部地域の漁業拠点、水産物の生産流通拠点、都市住民との交流拠点、災害時の物資受入れ港として整備している区域である。</p> <p>本地区計画は、本市の水産業を発展・活性化させるため、次に掲げる土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針、緑化の方針のもとに、良好な水産物の生産・流通・加工拠点及び交流促進の場を形成し、及び防災機能を確保することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>水産関連の機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な業務環境の形成と維持・保全を図るものとする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区内において、道路、広場、緑地等を適正に配置するとともに、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な水産物の生産・流通・加工拠点及び都市住民との交流促進の場を形成するために必要な建築物等の用途、建築物等の形態又は意匠の制限について必要な基準を設ける。</p>
	緑化の方針	<p>後背地の丘陵部における緑地及び海と調和した景観を形成するため、敷地内及び公共空間での緑化に努める。</p>

地 区 整 備 計 画	位置	小田原市早川字西組地内																										
	面積	約 4.2ha																										
	地区施設の配置及び規模	道路	1号臨港道路 幅員 約 9.0~12.0m 延長 約 400m																									
		公園等	広場 1箇所 面積 約 0.46 ha 緑地 面積 約 0.23 ha																									
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 2 号に掲げる機能施設 2 水産物等の販売を主とする店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。） 3 公衆便所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4（同条第 1 項 1 号及び 2 号に掲げる施設を除く。）で定める公益上必要な建築物 4 前各号の建築物等に附属するもの																										
建築物等に関する事項	1 建築物の屋根（ひさしを含む。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。）並びに工作物（自動販売機及び屋外広告物を除く。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあつては、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分（ただし、地盤面からの高さ 10m 以下の部分に限る。）の色彩については、この限りでない。 (1) 建築物の屋根の色彩 <table border="1" data-bbox="604 1406 1310 1552"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~5Y</td> <td>5 以下とする。</td> <td>4 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5 以下とする。</td> <td>2 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> (2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩 <table border="1" data-bbox="604 1599 1310 1792"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>全域</td> <td>4 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>全域</td> <td>6 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>全域</td> <td>2 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> (1)(2)色彩は JIS Z8721 によるマンセル値 2 自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="604 1977 1310 2074"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Y</td> <td>7.5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> 色彩は JIS Z8721 によるマンセル値	使用する色相	明 度	彩 度	0.1R~5Y	5 以下とする。	4 以下とする。	上記以外の色相	5 以下とする。	2 以下とする。	使用する色相	明 度	彩 度	0.1R~10R	全域	4 以下とする。	0.1YR~5Y	全域	6 以下とする。	上記以外の色相	全域	2 以下とする。	使用する色相	明 度	彩 度	5Y	7.5	1.5
使用する色相	明 度	彩 度																										
0.1R~5Y	5 以下とする。	4 以下とする。																										
上記以外の色相	5 以下とする。	2 以下とする。																										
使用する色相	明 度	彩 度																										
0.1R~10R	全域	4 以下とする。																										
0.1YR~5Y	全域	6 以下とする。																										
上記以外の色相	全域	2 以下とする。																										
使用する色相	明 度	彩 度																										
5Y	7.5	1.5																										